

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	47 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 57 年 12 月まで

私は、20 歳になった数箇月後に、母親と一緒に区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。その後は、口座振替により保険料を納付しているが、すぐに口座振替で納付することができなかったため、私が、金融機関で納付書により納付していたこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20 歳になった数箇月後に、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 58 年 1 月頃であると推認でき、その時点では、申立期間のうち、57 年 4 月から同年 12 月までの期間は、区役所で保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 58 年 1 月から現在に至るまでの 28 年以上にわたる期間の国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金に加入後は、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間について、国民年金保険料の納付書が発行されていたことが、申立人の国民年金被保険者収滞納一覧表により確認できることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、9 か月と短期間である当該期間の保険料

を納付していたと考えるとしても特段不合理な点は認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月から 57 年 3 月までの期間について、申立人は、20 歳になった数箇月後に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、58 年 1 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 58 年 1 月頃の時点では、55 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料は、遡って納付することとなるが、i) その当時、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付することができる特例納付制度は実施されていないこと、ii) 当該期間の保険料は、過年度保険料となり、区役所では過年度保険料を納付することができなかったことが確認できること、iii) 申立人は、遡って納付した金額についての記憶が定かではないことから、当該期間の保険料が納付されていたとは考えにくい。

さらに、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間のうち、昭和 55 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった上、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から同年12月まで

私は、20歳になってからしばらくは国民年金に加入していなかったが、その後、私の母親が市の職員の勧めに従って、私の国民年金の加入手続を行った。その際、20歳から未納になっていた国民年金保険料を過去に遡って納付することができるとの説明を受けた。申立期間の保険料については、私の母親が、現年度保険料とは別に遡って数回に分けて納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行った後、20歳から未納になっていた国民年金保険料を遡って数回に分けて納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年7月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能であった上、申立期間直後の5年1月から6年3月までの保険料は、過年度納付により数回に分けて納付されていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、昭和51年3月に国民年金に任意加入し、60歳に到達するまでの保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる上、その母親は、「私が、息子（申立人）の国民年金の加入手続を行い、息子が20歳になってから未納となっていた保険料を全て納付した。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 55 年 4 月から 63 年 12 月まで

私は、昭和 37 年頃、国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人に、国民年金保険料を納付していた。

手元に現金が無いときは、後日、納付書により郵便局で、長女や長男の学費等と一緒に、国民年金保険料を納付したことを憶えている。

国民年金保険料の納付書が自宅に届くようになってから、いつまで保険料を納付していたか憶えていないが、納付書と現金を渡し、郵便局及び銀行で保険料の納付を行ってくれていた長女が、夫の事業が順調であった昭和 63 年 12 月までは、保険料を納付していたと記憶している。

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、申立人自身が、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市には、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人のみならず、その長男及び長女も、その集金人の特徴等を記憶していることに加えて、申立人は、集金時に現金が無く、保険料を納付することができない際には、納付書により郵便局で保険料を納付したことなど、その納付方法についても具体的に記憶していることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立期間①及び②については、それぞれ 3 か月と短期間であり、

当該期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度で納付されていることに加え、当該期間の前後を通じて申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況に変化は認められず、申立人が当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間③について、申立人は、当該期間の途中で国民年金保険料の納付をやめたことを記憶しているものの、納付をやめた時期を憶えておらず、保険料を納付書で納付するようになってから、申立人の保険料を納付していたとするその長女は、申立人に生活費を渡していたその夫の事業が順調であった昭和 63 年 12 月までは、保険料を納付することができたという記憶を基に、当該期間の終期を設定しており、その根拠は曖昧で、申立期間の終期が不明であるなど、申立内容は不自然である。

また、申立期間③について、申立人の長女は、申立人の母親(長女にとっては祖母)が死亡した昭和 61 年*月頃まで近隣の金融機関で国民年金保険料を納付したことがあると述べているものの、納付時期、納付額などに関する記憶は曖昧であり、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間③は、105 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたって、行政側が国民年金保険料の収納に係る事務処理を継続して誤ることは考えにくい上、申立てのとおりであれば、約 9 年間にわたって郵便局や銀行において、数十回も行ったと思われる保険料の納付について、その都度の納付記録が全く残されていないのは不自然である。

加えて、特殊台帳、オンライン記録等について、申立期間③の国民年金保険料が納付された可能性を精査したが、その形跡はうかがえず、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年6月まで

私は、昭和53年12月から国民年金に任意加入し、54年3月からは、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していた。

昭和57年7月に転居するに当たり、同年同月に区役所で国民年金の被保険者資格の喪失手続を行った。喪失するまでは、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していた。私が所持している年金手帳には、被保険者資格喪失日が同年同月15日と記載されているにもかかわらず、記録上の資格喪失日は同年5月15日とされており、申立期間の保険料が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年7月に、区役所で住民票の転出の手続を行った際、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行い、それまでの期間は、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の戸籍の附票によると、同年同月に転居していることが確認できる上、申立人の年金手帳に記載されている国民年金の被保険者資格喪失日は、同年同月15日となっていることから、申立人は、同年同月に資格喪失手続を行ったと推認でき、申立期間は、国民年金の任意加入期間であったことから、資格喪失手続を行うまでは、申立人が付加保険料を含めた保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から同年12月までの期間、44年6月から同年10月までの期間及び48年9月から49年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から同年10月まで
② 昭和43年10月から同年12月まで
③ 昭和44年6月から同年10月まで
④ 昭和44年11月から48年8月まで
⑤ 昭和48年9月から49年1月まで
⑥ 平成13年1月から14年10月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、昭和41年頃から集金人に国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間②及び③当時は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

私は、申立期間④当時に、国民年金の被保険者資格喪失の手続を行った記憶は無く、集金人に申立期間④及び⑤の国民年金保険料を納付していた。

私は、平成12年3月に会社を退職した後、国民年金に任意加入して、集金人に国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び④が未加入期間、申立期間③が申請免除期間、申立期間②、⑤及び⑥の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②及び③当時は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、i) 申立期間②直前の昭和43年7月から同年9月までの保険料は納付済みとされていること、ii) 当該期間の申立人の夫の保険料は、一旦は納付済みとされ、その後還付さ

れていることが、その夫の特殊台帳により確認できること、iii) 申立人の夫の申立期間②中の同年12月の保険料は、平成2年9月に、未納から納付済みに記録訂正されていることが、その夫のオンライン記録により確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれることから、申立人が、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫の申立期間③の国民年金保険料は、昭和54年6月に追納されていることが、その夫の特殊台帳により確認できることから、申立人が、その夫の保険料を追納しておきながら、5か月と短期間である自身の申立期間③の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である上、その夫の当該期間の保険料の追納の記録は、平成2年8月に追加されていることが、その夫のオンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、集金人に申立期間⑤の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、i) 申立人は、国民年金の被保険者資格を昭和48年9月に再取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できること、ii) 申立期間⑤直後の49年2月から申立人が厚生年金保険に加入する前月の同年10月までの保険料は納付済みとされていることから、国民年金の被保険者資格を再取得した申立人が、その後の5か月と短期間である申立期間⑤の保険料を納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、昭和41年頃から集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、同年11月であることが、申立人の所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間④当時に、国民年金の被保険者資格喪失の手続を行った記憶は無く、集金人に当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、昭和44年11月に国民年金の被保険者資格を喪失し、48年9月に被保険者資格を再取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間④は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、集金人に申立期間⑥の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間⑥は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図ら

れていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい上、14年4月からは、保険料の収納事務は、市町村から国に移管されており、集金人による保険料の収納は行われていなかったことから、申立人が、同年同月以降の保険料を集金人に納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①、④及び⑥の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から同年12月までの期間、44年6月から同年10月までの期間及び48年9月から49年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から同年 10 月まで
② 昭和 41 年 1 月から同年 4 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の妻が、集金人に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間③当時は、妻が、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと思う。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間③当時、その妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思うと主張しているところ、i) その妻の当該期間の保険料は、納付済みとされていること、ii) 申立期間③直前の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの保険料は追納されていることが、オンライン記録により確認できること、iii) 申立期間③直後の 62 年 4 月から申立人が厚生年金保険に加入する前月の平成 2 年 9 月までの保険料は全て納付済みとされていることから、その妻が、12 か月と短期間である申立期間③の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立人は、その妻が、集金人に申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、i) 申立人が、国民年金の被保険者資格を初めて取得したのは、昭和 41 年 11 月であることが、申立人が所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により

確認できること、ii) 申立人の 40 年 6 月の国民年金の被保険者資格取得、同年 10 月の被保険者資格喪失、41 年 1 月の被保険者資格取得及び同年 5 月の被保険者資格喪失の記録は、平成 2 年 8 月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、その時点までは、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であったものと推認できる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 4 月に就職したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った後、自宅に届いた納付書により 5 万円から 6 万円ぐらいをまとめて納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月に就職したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、5 万円から 6 万円ぐらいをまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 1 月に払い出されていることが確認できることから、その時点で当該期間の保険料は過年度納付により納付することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替を利用するなど保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年9月まで

私は、平成元年8月に会社を退職した後の厚生年金保険から国民年金への切替手続についての記憶は定かではないが、国民年金保険料については、区役所の国民年金の担当者から、毎月、納付を促す電話があったので、区役所に現金を持参し、国民年金課で保険料を納付し、領収書を受け取っていたが、私的な理由によりその後納付することができなくなった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、区役所で納付していたと主張しているところ、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが申立人の所持する年金手帳及び申立人が当時居住していた区の収滞納一覧表から確認できる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料については、私的な事情により納付することができなかったが、申立期間については、平成元年8月に退職した後、当時居住していた区役所から電話連絡を受けるたびに、窓口で現金を持参し保険料を納付していたことを鮮明に記憶しており、その主張に不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5690

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月

私は、昭和53年3月に会社を退職し、次に就職した厚生年金保険の未適用事業所の会社から、国民年金に加入するように言われたことから、父親に国民年金の加入手続を依頼した。私の父親は、区役所で私の国民年金の加入手続を行った際、それまで未納となっていた期間の国民年金保険料を納付するように言われたことから、父親が母親に全額遡って納付するように言い、後日、母親が金融機関で私の保険料をまとめて納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に会社を退職した後、その父親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親が金融機関で遡ってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から同年9月と推認でき、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であったとともに、その母親が保険料を納付したとする金融機関は当時実在し、過年度保険料を納付することができたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の昭和53年4月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない上、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年3月まで

私は、平成3年5月に区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、転職により厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときには、その都度区役所で国民年金への切替手続を行っていた。申立期間の国民年金保険料については、毎月納付書により1万円ぐらゐを金融機関で納付しており、5年1月からは、妻の分と一緒に金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月1万円ぐらゐ納付し、平成5年1月からは夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料月額、申立期間当時の保険料月額とおおむね一致している上、同年同月からは、その妻の保険料は納付済みとなっていることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付し、前納している期間もある上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで
② 昭和48年10月から同年12月まで
③ 昭和49年4月から同年6月まで

私が20歳の頃、兄が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚し転居するまで、兄が私の国民年金保険料を、自身の保険料と共に、集落の班長に納付してくれていたと聞いている。

結婚後、転居先の出張所で、年金の住所変更手続きと、任意加入被保険者に切り替える手続きを行った。

その後、私は、子供が生まれるまでは、結婚時に兄から受け取った金銭で、同出張所で納付書により、国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①の国民年金保険料は兄が、申立期間②及び③の保険料は自身で納付したにもかかわらず、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚し転居するまで、兄が私の国民年金保険料を、自身の保険料と共に、集落の班長に納付してくれていた。」と述べている。オンライン記録によると、申立期間①当時、申立人の保険料を自身の保険料と共に納付していたとするその兄の当該期間の保険料は、納付済みとされていることが確認できることに加え、申立人が当該期間当時居住していた町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の当該期間の保険料は納付済みであることが確認できる。

また、申立人の所持する国民年金手帳によると、結婚に伴い転居した後、すぐに住所変更手続を行うと共に、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への切替手続を行っていることが確認できることから、同手続を行っておきながら、申立人が、同手続当初の申立期間②の国民年金保険料を納付していなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③を除き国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の国民年金に関する意識及び保険料の納付意識は高かったと認められ、そのような申立人が、任意加入期間途中の、3か月と短期間である申立期間③の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 59 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 2 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月頃、知人に勧められ、町役場で国民年金の任意加入
手続を行った。その後、国民年金保険料を郵便局で納付し、郵送されてき
た納付書の方は全て納付していたので未納は無いものと思っていた。

申立期間①の国民年金保険料は、郵便局で納付し、その直後に夫の転勤
に伴い転居した。申立期間②の後にも転居しており、この転居が申立期間
①及び②の保険料が未納とされたことに関係していないか調査してほしい。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得でき
ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民
年金保険料の未納は無いこと、及び平成 11 年 2 月から 18 年 2 月までの期間
は国民年金基金にも加入している上、60 歳以降も国民年金に任意加入し、保
険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられ
る。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっ
ており、その前後を通じて申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大き
な変化は認められないことから、保険料の納付意識が高かった申立人が、3
か月及び2か月と短期間である申立期間の保険料もその前後の期間と同様に
納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月まで

私の妻は、昭和 42 年頃、区役所の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を、自宅に来ていた集金人に納付していた。また、送られてきた納付書により、金融機関で遡って一括して納付したこともある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が、夫婦二人分の保険料を金融機関で遡って一括して納付したこともあると主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和 42 年 10 月頃と推認できることから、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立期間の国民年金保険料額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 42 年度以降の保険料額よりも大半の期間が安価であることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻についても、申立期間の保険料は納付済みとされていることから、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと考えるのが自然である上、申立期間は 13 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月及び同年6月

私は、母親から勧められたので、昭和49年5月頃に、区役所出張所で国民年金の任意加入手続を行い、その場で、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から勧められたので、昭和49年5月頃に、区役所出張所で国民年金の任意加入手続を行い、その場で、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳により確認でき、国民年金に任意加入しておきながら、加入当初の2か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除いて国民年金の加入期間中に、国民年金保険料の未納は無く、申立期間直後の昭和49年7月から第3号被保険者となる前月の61年3月までの保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私の夫が、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所の出張所で納付していた。申立期間の夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所の出張所で納付していたと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は、昭和46年10月頃に行われたものと推認でき、その年度当初である同年4月から申立人の夫が厚生年金保険に加入する直前の54年9月までのその夫の保険料は、納付済みとされている上、申立人は、当該期間のうち、申立期間を除く期間の保険料は全て納付済みとされている。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、自分が、夫婦二人分の保険料を納付していた旨証言している上、申立期間のその夫の保険料は納付済みとされていることから、その夫が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から44年3月まで

私は、昭和39年11月、役場で結婚の届出をする際、職員に国民年金の加入を勧められたことから、加入手続を行った。私は、申立期間を通して5つの異なる市区に居住したが、当該期間の国民年金保険料をそれぞれ居住した市区の役所で納付し、領収書を受け取ってその場で国民年金手帳に貼っていた。私は、当該期間の保険料額は、加入当初は1か月200円か300円ぐらいだったことを記憶しているが、どのくらいの頻度で納付したかは定かではなく、当時の国民年金手帳も紛失してしまった。

私は、申立期間のうち、昭和39年11月から44年1月までの期間が国民年金に未加入とされ国民年金保険料が未納とされていること、同年2月及び同年3月の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料について、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は同年2月に国民年金の加入手続を行い、任意加入被保険者として資格取得していることが確認でき、同年4月以降の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められ、このような申立人が、任意加入しておきながら、わずか2か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間のうち、昭和39年11月から44年1月までの期間について、申立人は、39年11月に国民年金の加入手続を行い、その後の国民年

金保険料を納付してきたと主張している。しかし、前記1のとおり、申立人は、44年2月に国民年金の任意加入被保険者として資格取得していることが確認できることから、39年11月に同加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の妻であり、国民年金に加入する場合、任意加入することとなるが、任意加入の場合、遡って国民年金の被保険者資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできないことから、当該期間は、未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付するには、昭和39年11月時点で申立人が居住していた市において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和39年11月から44年1月までの期間について、申立人は5つの異なる市区に居住しており、複数の行政機関が続けて事務処理を誤るとは考え難く、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和27年1月8日に船員保険被保険者資格を取得し、29年6月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年1月から29年4月までは5,000円、同年5月は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月8日から29年6月5日まで
② 昭和29年6月8日から30年9月20日まで
③ 昭和30年10月31日から31年4月12日まで
④ 昭和31年4月12日から32年6月1日まで
⑤ 昭和33年11月11日から同年12月22日まで

私の年金記録を見ると、申立期間①について、A社の下請としてB氏の船に乗って仕事をしていた期間の被保険者記録が無い。

申立期間②について、船員手帳には、昭和29年6月8日から30年9月19日まで、C氏が所有する船舶Dに乗った記載があるが、船員保険の被保険者となっていない。

申立期間③について、船員手帳には、昭和30年10月31日から31年4月11日まで、E氏が所有する船舶Fに乗った記載があるが、船員保険の被保険者となっていない。

申立期間④について、船員手帳には、昭和31年4月12日から33年11月11日まで、G氏が所有する船舶Hに乗った記載があるが、私の年金記録を見ると、32年6月1日から被保険者とされ、申立期間④の被保険者記録が無い。

申立期間⑤について、船員手帳には、昭和32年10月10日から37年3月6日まで、I氏が所有する船舶Jに乗った記載があるが、私の年金記録を見ると、33年12月22日から被保険者とされ、申立期間⑤の被

保険者記録が無い。

申立期間において、各船舶に乗っていたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で、生年月日が異なる者が昭和27年1月8日に船員保険被保険者の資格を取得し、29年6月5日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の船員保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「A社の下請として、B氏又は同氏の親族の経営する事業所が所有する五つの船舶に乗っていた。」と主張しているところ、申立人の所持する船員手帳に記載されている申立期間①に係る各船舶の船長全員の記録が、上記被保険者名簿にあり、上記船舶所有者は船員保険の適用事業所となっていないことから、A社が申立期間①に係る五つの船舶の船員保険法における船舶所有者であると認められる。

さらに、上記被保険者名簿に記載されている申立人と同姓同名の者の被保険者期間と申立人の所持する船員手帳に記載された申立期間①における乗船期間はおおむね一致している上、上記船長のそれぞれの被保険者期間は、上記船員手帳で確認できる申立人のそれぞれの船舶の乗船期間と一部又は全部が重なっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和27年1月8日に船員保険被保険者資格を取得し、29年6月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和27年1月から29年4月までは5,000円、同年5月は4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に、C氏が所有する船舶Dに乗り組んでいたことが推認できる。

しかし、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿に、上記の船員手帳に記載されている船舶Dの船長及び申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は当時の同僚を記憶していない上、船員手帳に記載されている船舶所有者は既に死亡しており、船長は住所不明であることから、当該期間の船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間③について、申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に、E氏が所有する船舶Fに乗り組んでいたことが認められる。

しかし、申立人が所持する船員手帳には航行区域が「平水区域」となっ

ていることから、船員保険の適用除外に該当し、当該船舶は適用船舶となっていないことが確認できる。

また、上記船員手帳に記載されている船舶所有者名と船長名は同一であり、その氏名で検索を行っても、当該期間において、船員保険被保険者記録がある者は見当たらない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、当該期間の船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間④について、申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に、G氏が所有する船舶Hに乗り組んでいたことが認められる。

しかし、当該船舶は昭和 32 年 6 月 1 日に船員保険の適用船舶となっており、当該期間は、適用船舶となっていないことが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船長は、申立人と同日に船舶Hにおいて船員保険の被保険者資格を取得しているものの、その直前の当該期間においては、別の船舶において船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、船員手帳に記載されている船舶所有者及び上記被保険者名簿に氏名の記載のある同僚は既に死亡しており、当該期間の船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間⑤について、申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に I 氏が所有する船舶 J に乗り組んでいたことが認められる。

しかし、申立人が所持する船員手帳に記載されている船長は、「雇入れ日の記載とは別に、海運局で手続を行った日から船員保険に入るのが、当時の慣例だった。」と述べているところ、申立人が所持する船員手帳の雇入れ欄に押印されている管轄海運局の公印の日付は昭和 33 年 12 月 22 日となっており、申立人の船員保険被保険者資格取得日と一致することが確認できる。

また、船員手帳に記載されている船舶所有者は既に死亡しており、当該期間の船員保険の取扱い等について確認できない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立期間②から⑤までに係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年4月15日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を同年4月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和34年9月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月頃から29年4月1日まで
② 昭和29年4月1日から同年10月1日まで
③ 昭和30年4月15日から同年5月1日まで
④ 昭和30年12月30日から31年4月23日まで
⑤ 昭和34年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和26年頃にA社C事業所に採用され、その後、同社の各地の事業所に異動し、35年1月30日に退職するまで継続して勤務していた。

A社に勤務していた期間のうち、同社D事業所に勤務した昭和27年5月頃から29年4月1日までの期間、同社E事業所に勤務した期間のうち、同年4月1日から同年10月1日までの期間、同社B事業所に勤務した期間のうち、30年4月15日から同年5月1日までの期間、同年12月30日から31年4月23日までの期間、及び34年9月1日から同年10月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び⑤について、同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和30年4月15日に同社E事業所から同社B事業所、34年10月1日に同社B事業所から同社F事業所へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和30年4月の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円、34年9月の標準報酬月額については、申立人の同社B事業所における同年8月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日又は喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人の記憶する同僚の証言から、申立人が当該期間にA社D事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社D事業所は昭和29年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記同僚は、当該期間において厚生年金保険被保険者記録は、確認できない。

さらに、上記被保険者名簿に記載のある事業主は、所在不明のため、当該期間当時の状況を確認することができない。

申立期間②について、申立人の記憶する同僚の証言から申立人は、当該期間にA社E事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立人と同日の昭和29年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該期間においては、被保険者となっていない。

また、A社E事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社E事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年2月1日に同被保険者資格を取得した者が数名確認できるが、その後、申立人の被保険者資格取得日である29年10月1日までの期間において被保

険者資格を取得した者はおらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、上記被保険者名簿に記載のある事業主及び社会保険の事務担当者であったとされる同僚は、所在不明のため、当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日」が昭和 29 年 10 月 1 日と記載されており、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の記録と一致する。

申立期間④について、申立人は A 社 B 事業所において継続して勤務したと主張している。

しかし、申立人と同じ職種であった同僚は、当該期間は仕事無く、社会保険にも加入しておらず、失業保険を受給した記憶があり、春になるとまた仕事が再開した旨の証言をしている。

また、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、上記同僚を含む複数の同僚が、昭和 30 年 12 月 30 日に被保険者資格を喪失し、申立人と同時期に、再度、同社 B 事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人は昭和 30 年 12 月 30 日に被保険者資格を喪失後の 31 年 1 月 23 日に健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認でき、申立人と同日に被保険者資格を喪失している複数の同僚にも、被保険者資格喪失後間もなく健康保険被保険者証が返納された記載がある。

加えて、上記被保険者名簿に記載のある事業主及び申立人の記憶する同僚は、死亡又は所在不明のため、当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5884 (事案 4111 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和62年9月24日に、同資格の喪失日に係る記録を平成4年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和62年9月から63年9月までは24万円、同年10月から平成元年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月から2年9月までは28万円、同年10月から3年9月までは30万円、同年10月から4年1月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月24日から平成4年2月21日まで
私がA社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間においては、同社の事業主が私を正社員だったと認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が申立てに係る事業所の直後に勤務したB社が保管する履歴書及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められるが、同社の事業主から、「申立人は公共職業安定所の紹介で当社に来たが、正社員として就職するか申立人の意志がはっきりしなかったため、正社員としてではなく、アルバイトとして採用した。また、申立人はアルバイトだったので厚生年金保険には加入させなかった。」と回答を得ていることから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして既に当委員会の決定に基づく平成 22

年10月12日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、申立期間当時の事業主及び自身と同種の作業をしていた同僚数人（厚生年金保険の記録有り）と当時のことを話し合い、自身がA社に正社員として勤務していたことを思い出してもらったとして再申立てを行っているところ、同社の現事業主（前事業主の配偶者）から申立人は申立期間当時同社に正社員として勤務しており、正社員ならば厚生年金保険に加入するはずであり、保険料も控除するはずであるとの供述があることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の具体的な記憶、申立期間当時に入社した同僚及び申立人と同種の作業をしていた同僚の記録から、昭和62年9月から63年9月までは24万円、同年10月から平成元年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月から2年9月までは28万円、同年10月から3年9月までは30万円、同年10月から4年1月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年9月から平成4年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日は70万円、同年12月15日は78万円、16年3月31日は1万9,000円、同年12月13日は80万円、17年4月28日は25万円、18年4月13日は30万円、19年4月27日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日
④ 平成16年12月13日
⑤ 平成17年4月28日
⑥ 平成18年4月13日
⑦ 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る

標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日は 70 万円、同年 12 月 15 日は 78 万円、16 年 3 月 31 日は 1 万 9,000 円、同年 12 月 13 日は 80 万円、17 年 4 月 28 日は 25 万円、18 年 4 月 13 日は 30 万円、19 年 4 月 27 日は 25 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日は62万円、同年12月15日は70万円、16年3月31日は1万9,000円、同年12月13日は72万円、17年4月28日は25万円、18年4月13日は30万円、19年4月27日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日
④ 平成16年12月13日
⑤ 平成17年4月28日
⑥ 平成18年4月13日
⑦ 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る

標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日は 62 万円、同年 12 月 15 日は 70 万円、16 年 3 月 31 日は 1 万 9,000 円、同年 12 月 13 日は 72 万円、17 年 4 月 28 日は 25 万円、18 年 4 月 13 日は 30 万円、19 年 4 月 27 日は 25 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日は55万円、同年12月15日は60万円、16年3月31日は1万9,000円、同年12月13日は62万円、17年4月28日は25万円、18年4月13日は30万円、19年4月27日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日
④ 平成16年12月13日
⑤ 平成17年4月28日
⑥ 平成18年4月13日
⑦ 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る

標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日は 55 万円、同年 12 月 15 日は 60 万円、16 年 3 月 31 日は 1 万 9,000 円、同年 12 月 13 日は 62 万円、17 年 4 月 28 日は 25 万円、18 年 4 月 13 日は 30 万円、19 年 4 月 27 日は 25 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日は44万円、同年12月15日は50万円、16年3月31日は1万5,000円、同年12月13日は52万円、17年4月28日は20万円、18年4月13日は25万円、19年4月27日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日
④ 平成16年12月13日
⑤ 平成17年4月28日
⑥ 平成18年4月13日
⑦ 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る

標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日は 44 万円、同年 12 月 15 日は 50 万円、16 年 3 月 31 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 52 万円、17 年 4 月 28 日は 20 万円、18 年 4 月 13 日は 25 万円、19 年 4 月 27 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日及び同年12月15日は87万5,000円、16年3月31日は1万5,000円、同年12月13日は90万円、17年4月28日は20万円、18年4月13日は30万円、19年4月27日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日
④ 平成16年12月13日
⑤ 平成17年4月28日
⑥ 平成18年4月13日
⑦ 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る

標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日は 87 万 5,000 円、16 年 3 月 31 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 90 万円、17 年 4 月 28 日は 20 万円、18 年 4 月 13 日は 30 万円、19 年 4 月 27 日は 25 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日は42万円、同年12月15日は45万円、16年3月31日は1万5,000円、同年12月13日は47万円、17年4月28日は20万円、18年4月13日は25万円、19年4月27日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日
④ 平成16年12月13日
⑤ 平成17年4月28日
⑥ 平成18年4月13日
⑦ 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る

標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日は 42 万円、同年 12 月 15 日は 45 万円、16 年 3 月 31 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 47 万円、17 年 4 月 28 日は 20 万円、18 年 4 月 13 日は 25 万円、19 年 4 月 27 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月13日は30万円、17年4月28日は5万円、18年4月13日は25万円、19年4月27日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月13日
② 平成17年4月28日
③ 平成18年4月13日
④ 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 16 年 12 月 13 日は 30 万円、17 年 4 月 28 日は 5 万円、18 年 4 月 13 日は 25 万円、19 年 4 月 27 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月13日は10万円、17年4月28日及び19年4月27日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月13日
② 平成17年4月28日
③ 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 16 年 12 月 13 日は 10 万円、17 年 4 月 28 日及び 19 年 4 月 27 日は 5 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年4月13日は25万円、19年4月27日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月13日
② 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 18 年 4 月 13 日は 25 万円、19 年 4 月 27 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、20万円と

することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、5万円とす

ることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月27日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、20万円と

することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月13日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、25万円と

することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日は37万円、同年12月15日は42万円、16年3月31日は1万5,000円、同年12月13日は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日
④ 平成16年12月13日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日は 37 万円、同年 12 月 15 日は 42 万円、16 年 3 月 31 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 44 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日は40万円、同年12月15日は46万円、16年3月31日は1万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日は 40 万円、同年 12 月 15 日は 46 万円、16 年 3 月 31 日は 1 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月14日及び同年12月15日は30万円、16年3月31日は1万5,000円、同年12月13日は35万円、17年4月28日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月14日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年3月31日
④ 平成16年12月13日
⑤ 平成17年4月28日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づ

き標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 15 年 7 月 14 日及び同年 12 月 15 日は 30 万円、16 年 3 月 31 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 13 日は 35 万円、17 年 4 月 28 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月13日は45万円、17年4月28日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月13日
② 平成17年4月28日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では年金額に反映される記録となっていない。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、2年以内に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業主が提出した賞与総支給一覧表において確認できる保険料控除額又は支給額から、平成 16 年 12 月 13 日は 45 万円、17 年 4 月 28 日は 20 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成2年10月から3年5月までは32万円、同年9月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年10月1日まで
② 平成4年8月1日から同年9月1日まで
③ 平成7年10月1日から同年11月1日まで
④ 平成8年10月1日から同年11月1日まで
⑤ 平成11年8月1日から同年8月16日まで
⑥ 平成17年5月1日から同年5月21日まで

ねんきん定期便で届いた厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況によると、A社、B社及びC社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与明細書で確認できる金額と相違している。標準報酬月額が実際に支給された給与額より低くなっているのは納得できないので、給与明細書で確認できる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方

の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成2年11月1日から3年6月1日までの期間については、申立人が所持する2年12月から3年6月までの給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（32万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち、平成2年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人は、同年11月分の給与明細書を所持していないものの、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は同年10月1日付けの標準報酬月額の定時決定により変更され、3年6月1日まで改定の手続が行われていないことが確認できること、及び随時改定までの期間のうち、2年11月から3年5月までに源泉控除された保険料額はいずれも32万円に相当する額であることが確認できることを勘案すると、当該期間においても32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが妥当である。

申立期間①のうち、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持するA社の同年10月分の給与明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成3年6月1日から同年9月1日までの期間について、申立人が所持する同年7月分から同年9月分までの給与明細書により、同年6月に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より低額であること、同年7月に係る報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より低額であること、及び同年8月に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額については特例

法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②から④までの期間については、申立人が所持するA社の平成4年9月分、7年11月分及び8年11月分の給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、これを認めることはできない。

申立期間⑤については、申立人が所持するB社の平成11年8月分の給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、これを認めることはできない。

申立期間⑥については、申立人が所持するC社の平成17年5月分の給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年9月18日から28年5月20日までの期間について、事業主は、申立人が27年9月18日に船員保険被保険者の資格を取得し、28年5月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和27年9月及び同年10月は4,000円、同年11月から28年4月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月18日から28年5月20日まで
② 昭和29年1月6日から同年2月15日まで

年金加入記録を確認したところ、申立期間①において、船舶Aに乗り、船員保険に加入していたにもかかわらず被保険者記録が無い。

また、昭和29年1月6日から船舶Bに乗り組んでいたが、年金記録では同年2月15日に資格取得となっており、申立期間②の被保険者記録が無い。船員手帳を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、船舶Aに係る船員保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録（資格取得日は昭和27年9月18日、資格喪失日は28年5月20日）が確認できる。

また、上記被保険者名簿に記載されている船舶名、船舶所有者及び船長の氏名が、申立人が所持している船員手帳に記載されている船舶名、船舶所有者及び船長の氏名と同じであることから、上記の被保険者記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年9月18日

に船員保険被保険者の資格を取得し、28年5月20日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和27年9月及び同年10月は4,000円、同年11月から28年4月までは5,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿において記録のある被保険者及び船長は所在が不明であり、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

また、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿の最初のページから3ページまでの間に記載されている、船長始め25名の被保険者の資格取得日が、昭和29年2月15日と記録されていることが確認でき、それより前に資格を取得した被保険者の記録は確認できない。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録においても、資格取得日が昭和29年2月15日であることが確認でき、申立期間②において被保険者資格を取得した記録は確認できない。

なお、申立人は、船員手帳の雇入契約の記載を当該期間における船員保険の被保険者期間の根拠としているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法に基づき、海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働契約の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和37年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月2日から同年5月11日まで

私は、昭和37年4月2日にA社に入社し、平成10年5月9日に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は、同社の資格の取得日が昭和37年5月11日となっている。これにより、申立期間の被保険者記録が1か月欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同僚の証言から、申立人は、昭和37年4月2日にA社に入社し、同社研修センターにおいて研修した後の同年5月11日に同社C支店に配属されていることが確認できることから、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「昭和37年4月2日に入社した者については、研修後の同年5月に配属される各支店において、入社日の同年4月2日を被保険者資格の取得日として届出をしていた。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人と同期入社と同僚5名の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和37年4月2日であることが確認できる。

加えて、B社は、申立期間の給与計算業務は、「全従業員一括してA社の本店で行っていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月31日から同年9月1日まで
私の年金記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち昭和62年9月1日付けで同社本社から同社のグループ会社であるB社へ出向となった際の申立期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の保管する従業員名簿から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和62年9月1日に、A社本社から同社のグループ会社であるB社に出向）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年7月の社会保険事務所（当時）の記録及び同社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、上記被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和62年8月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成20年12月25日の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

ねんきん定期便を見ると、平成20年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に反映されておらず、納付されていないことになっている。賞与明細書を提出するので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書及び事業所の回答から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書から32万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年1月20日から28年1月20日までの期間について、事業主は、申立人が同年1月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和28年1月20日から同年2月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を同年1月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月20日から28年2月1日まで

父がA社に勤務していた期間のうち、昭和27年1月20日から28年2月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。父は、20年11月17日に同社に入社し、48年11月26日に同社を退職した。同社B工場には20年11月17日から28年1月頃まで勤務しており、同年2月頃に同社C工場に転勤している。同社で継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録に欠落期間があるのはおかしい。申立期間に同社B工場で勤務していたことに間違いなく、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る勤続期間証明書、同社の保管する現業員調書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に勤務（昭和28年1月20日に同社B工場から同社C工場に異動）していたことが認められる。

申立期間のうち、昭和27年1月20日から28年1月20日までの期間について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の同社B工場における被保険者資格喪失日は27年1月20日となっているが、同社は、「申立人と同時期の28年1月に同社B工場から同社C工場に異動し、申立人と同日の同年1月24日に同社C工場に着任した従業員がいることから、申立人と当該従業員の厚生年金保険被保険者記録は、ほぼ同様の記録であると考えられる。」と回答しているところ、当該従業員は、28年1月20日に同社B工場において被保険者資格を喪失していることが確認できる上、上記被保険者台帳において、申立人の同社B工場における資格喪失日は、当初、同年1月20日と記載されていたものを、27年1月20日に書き直した形跡が確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B工場の事業主は、申立人が昭和28年1月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及び上記被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和28年1月20日から同年2月1日までの期間について、上述のとおり、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和28年1月20日に、同社B工場から同社C工場に異動）していたことが認められる。

また、A社は、「資料が無いため、金額は不明であるが、申立人が継続して勤務していることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除していたものと推測する。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和28年2月のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っておらず、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成9年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年2月1日まで
私は、平成9年10月1日にC社（現在は、B社）の子会社であるA社へ入社したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している給与明細書及びB社の回答により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所となっていないが、同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立期間においても同社が法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、厚生年金保険料の納付は行っていないと回答している上、A社は申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月30日から同年12月1日まで
私は、B社より昭和37年10月31日に子会社であるA社に出向し、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのを調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社では昭和41年11月末まで勤務し、B社には、同年12月に再び戻って勤務を開始したことを記憶している。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同年12月1日に資格取得している者は107名いる上、申立人のA社における後任者の資格取得日が同年12月1日となっていることから、異動日は、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺

事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和41年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月27日から24年3月15日まで
平成22年9月頃、日本年金機構から脱退手当金に関する確認はがきが自宅に届き、A社に勤務していた期間については脱退手当金を支給済みであるということを知った。
脱退手当金の手続をしたことも受給した記憶も無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社の厚生年金保険の資格を喪失した当時、厚生年金保険の被保険者期間が6か月以上20年未満の女子の脱退手当金支給要件は、資格喪失事由が婚姻又は分娩の場合とされているところ、申立人は、A社を退職したのは自己都合、又は希望退職を募っていたためであり、婚姻のために退職したのではないと申し立てており、申立人の戸籍謄本において、申立人の婚姻日は昭和32年6月であることが確認できることを踏まえると、申立人は脱退手当金の支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前にある1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年1月から6年4月までは47万円、同年5月から同年7月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年5月1日から同年8月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年5月から同年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年8月21日まで

私は、昭和58年2月1日から平成6年8月20日までA社にB業務として勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が8万円に引き下げられている。給与明細書があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年4月までは47万円、同年5月から同年7月までは26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年8月21日）より後の7年4月6日付けで8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く3名の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社から、「申立期間当時は経営状況の悪化で、厚生年金保険料の納付が困難となり、社会保険事務所へ相談に行った。」との回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成5年1月から6年4月までは47万円、同年5月から同年7月までは26万円と訂正することが必要と認められる。

また、申立期間のうち、平成6年5月1日から同年8月21日までの期間について、申立人が所持する給与明細書及び支払通知書により、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の標準報酬月額を誤って低く届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月1日から40年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を38年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年5月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年7月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和43年12月31日から44年1月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年1月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月1日から40年8月1日まで
② 昭和43年12月31日から44年1月1日まで

私は、昭和38年5月1日にB社を退職し、間を空けることなくA社に入社した。しかし、同社における厚生年金保険の資格取得日は40年8月1日となっている。同僚の厚生年金保険被保険者記録も第三者委員会での審議の結果、認められたと聞いているので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社が昭和43年12月31日に倒産したことを、年明けの出勤時に聞き離職を余儀なくされたが、その後も同社の残務処理を行っていた。厚生年金保険の被保険者資格喪失日は倒産日の翌日の44年1月1日になるはずなので、申立期間②についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業所名は不明であるものの、当該期間において申立人の雇用保険の加入記録が確認できる上、当該期間当時のA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、当該期間においてA社の経理担当であったとする者は、「入社と同時に、社員の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と述べている。

さらに、A社の元従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である昭和36年9月から37年11月までの期間に係る給与明細書を所持しているところ、当該給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録及び標準報酬月額の等級の改正経過から判断すると、38年5月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年7月までは4万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和40年8月1日までは厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、35年7月18日に法人として設立されており、申立人及び複数の元同僚等は、当時社員は15名ないし30名程度いたと述べていることから、同社は当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、事業所名は不明であるものの、当該期間において申立人の雇用保険の加入記録が確認できる上、当該期間当時のA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和43年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失したものとされているが、当該資格喪失処理が行われたのは同日より後の44年10月13日であることが確認できる上、申立人のほか32名についても同様の処理が行われており、かつ、複数の同僚から「A社が、倒産したことを年明けに出勤した時に知らされた。」とする供述が得られていることから、申立期間において、同社が適用事業所と

しての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 43 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である 44 年 1 月 1 日であると認められる。

また、昭和 43 年 12 月の標準報酬月額については、申立人の A 社における同年 11 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

神奈川県国民年金 事案 5698 (事案 2456 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から5年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から5年10月まで

私は、20歳になったときに、母親から、「国民年金は大切なので、将来のために加入しなければならない。」と教えられた。私の国民年金の加入手続は母親が行い、国民年金保険料については、母親が家族全員分を一緒に金融機関で納付していたはずである。国民年金の加入状況や申立期間当時の保険料額等については定かではないが、一緒に納付していた両親の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

今回、私の母親が、集金人に国民年金保険料を納付していたこともあったことを思い出したので、再申立てを行った。申立期間の保険料を全て納付したとは思っていないが、4年間も未納期間があるわけがないので、再度納得がいく調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親も、保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明であること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年9月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月26日付け年金記録の訂正は必要でない

とする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、その母親が、集金人に国民年金保険料を納付したこともあったかもしれないと主張しているが、その両親が集金人に保険料を納付していたことが確認できるものの、申立人の保険料が集金人に納付された形跡は無く、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、22 歳になった昭和 48 年*月頃に、母親が、「2 年遅れたけれど、あなたの国民年金の加入手続を行った。」と話してくれたことを憶えている。申立期間の国民年金保険料については、母親が、銀行で納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22 歳になった昭和 48 年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、銀行で申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に亡くなっているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 52 年 12 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月に払い出されていたことが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5700

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は大学を卒業し、昭和 50 年 4 月に、実家近くに A として就職したが、私が何も年金に加入していなかったため、私の母親又は父親が、市役所の出張所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。加入手続後の国民年金保険料については、母親又は父親が納付してくれていたため、詳しいことは分からないが、申立期間当時、実家は会社を営み、両親が私の保険料を納付するのに、十分な資力を持っていたはずであり、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親又は父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとするその両親のうち、父親は既に他界していることに加え、母親からは証言を得ることが困難であるため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 50 年 4 月に、その母親又は父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52 年 4 月又は同年 5 月と推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間当時に、当該期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間当時、同一市内に居住していたと述べており、

別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの期間、4年4月、12年10月から同年12月までの期間及び13年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から3年3月まで
② 平成4年4月
③ 平成12年10月から同年12月まで
④ 平成13年10月

私は、20歳を過ぎたので、平成2年*月頃に、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと思う。

私は、平成4年3月、12年10月及び13年10月に会社を退職した後は、いずれのときも区役所で厚生年金保険から国民年金への切替を行った。その後、自宅に納付書が届いたので、金融機関で申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間①、③及び④が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年*月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、5年9月に払い出されていることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、i) 申立人が、国民年金の被保険者資格を初めて取得したのは、平成5年8月であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できること、ii) 4年4月の国民年金の被保険者資格取得及び同年5月の被保険者資格喪失の記録は、7年8月に追加されていることが、オンライン記録により確認

できることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間であり、同年同月までは、申立期間②も国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認できる。

さらに、申立人の所持する年金手帳には、申立人が、申立期間③及び④当時に国民年金に加入していた旨の記載が無い上、オンライン記録でも、申立人が、当該期間当時に国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、当該期間は、国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間③及び④は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 52 年頃に私の母親に勧められて、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行うまで納付していなかった国民年金保険料を区役所で遡ってまとめて納付し、その後の保険料については、納付書により定期的に金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年頃に国民年金の加入手続を行い、加入手続を行うまで納付していなかった国民年金保険料を区役所で遡ってまとめて納付したと主張しているが、仮に申立人の主張のとおり同年に加入手続を行ったのであれば、申立期間当初の保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 8 月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 122 か月と長期間に及んでおり、これだけの期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が提出した昭和 53 年分の源泉徴収票、54 年分の確定申告書（控）及び 53 年分から 58 年分の所得税源泉徴収簿に社会保険料控除額として記載されている金額の大半が、申告すべき国民年金保険料額と一致しないことから、これらをもって申立期間の保険料を納付していたと推認するこ

とはできない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 47 年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、48 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 1 月から 54 年 3 月までの期間、59 年 10 月から 60 年 1 月までの期間及び 61 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 49 年 1 月から 54 年 3 月まで
⑤ 昭和 59 年 10 月から 60 年 1 月まで
⑥ 昭和 61 年 4 月

私は、20 歳になった昭和 44 年*月頃に、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、勤務先に来ていた集金人に納付しており、結婚後は私の妻が、夫婦二人分を自宅に来ていた集金人に一緒に納付していた。未納が無いように、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 44 年*月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 46 年 12 月 21 日に払い出されていることが確認できることから、当該期間のうち、44 年 8 月から 46 年 11 月までの保険料を集金人に納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間①当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していたとする申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

また、申立期間⑤及び⑥について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険

料と一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても、当該期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立期間は、6回で合計 106 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を、複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から51年3月まで

私は、時期ははっきりと覚えていないが、私の父親から私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行ったと聞いたことがあり、その際に現在所持している年金手帳を父親から渡された。申立期間の国民年金保険料については、自宅兼店舗に来ていた集金人に、私の両親が両親の分と一緒に納付してくれていたにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その両親が納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、既に他界している上、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和51年5月頃と推認できることから、申立人の主張する国民年金の加入時期と一致しない上、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 51 年 9 月まで

私の祖父は、既に亡くなっているが、大変きちんとした性格で、周囲からの信頼も厚かったため、私が 20 歳になった頃に、国民年金の加入手続きを行い、20 歳のときから、私の国民年金保険料を、全て納付しているはずである。

私の両親の国民年金保険料も、祖父が納付していたようであり、全て納付済みとなっている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その祖父が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、当該期間の保険料を納付していたとするその祖父は既に他界していることから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和 54 年 1 月に行われたと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、現に、特殊台帳では、同年同月に、その時点で納付することが可能である 51 年 10 月までの保険料を遡って、全て納付していることからみても、当該期間の保険料については、時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手

帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、出生時から申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和 54 年 1 月までの期間を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5706

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から7年10月まで

私は、20歳になってから、国民年金の加入手続きを行っていなかったが、平成7年頃、それまで未納とされている約3年間の国民年金保険料の納付書が、区役所から送られてきたので、父親がお金を準備し、母親が自宅近くの郵便局で、5回又は6回に分けて納付してくれていた。私は、申立期間の保険料を、両親が納付してくれていたにもかかわらず、同期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、同期間の保険料を納付してくれていたとするその両親は、平成7年頃、同期間の保険料の納付書を受け取り、5回又は6回に分けて納付していたと述べている。しかし、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、9年12月に初めて付番され、その時点においては、同期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、その両親が同期間の保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から申立人の基礎年金番号が付番された時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に当該手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人の両親は、遡って納付したとする国民年金保険料額は、全部で30万円から35万円ぐらいまでだったと主張しているが、その金額は、実際に申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と相違している。

ちなみに、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年12月の時点において、遡って納付することが可能な国民年金保険料は、現に納付済みとされて

いる7年11月までであり、同年同月以降の保険料を過年度納付により数回に分けて納付していることが確認できる上、申立人の両親が遡って納付したとする保険料額は、実際にその両親が、同時期に納付したと考えられる同年同月から10年3月までの保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月

私が会社を退職したため、平成7年11月頃に、母親が、市役所で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってくれたと思う。

私は、平成7年12月には、次の会社に就職したので、母親が、市役所で私の国民年金の被保険者資格の喪失手続きを行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、市役所で納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年11月頃に、その母親が、市役所で申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人自身は、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続き等を行ったとするその母親は、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付方法等について、はっきり憶^{おぼ}えていないと述べていることから、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続きの状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、平成7年12月に、その母親が、市役所で申立人の国民年金の被保険者資格の喪失手続きを行ってくれたと思うと述べているが、同年同月の国民年金の被保険者資格喪失の記録は、14年5月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、その母親が、7年12月に申立人の国民年金の被保険者資格の喪失手続きを行っていたとは考えにくく、同年11月の申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きもその当時に行われていたとは推認できず、同年同月の国民年金の被保険者資格取得の記

録も 14 年 5 月に追加されたものとするのが合理的であり、それまでは、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年3月まで

私は、20歳になった平成5年*月頃、区役所から国民年金のお知らせが届き、当時は専門学校生だったが、アルバイトによる収入で国民年金保険料を納付することができると判断し、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、区役所から送られてきた納付書により、最寄りの駅近くの郵便局又は銀行で、申立期間の保険料を納付していた。私は、その後、就職した会社を退職したときも、再び国民年金に加入して、保険料を納付しており、保険料の納付書が送られてきていたものをそのまま放置するとは考えられず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成5年*月頃、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人の加入手続は、8年8月又は同年9月に行われたと推認されることに加え、申立人は、申立期間から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、当該期間当時、国民年金の加入手続はなされていなかったと考えられ、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、上述のとおり、当該期間当時は、国民年金の加入手続はなされていなかったと考えられることに加え、加入手続が行われたと推認される平成8年8月又は同年9月の時点において、

当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることから、同保険料の納付書が発行されていたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 58 年 8 月までの期間、60 年 8 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 3 月から 63 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月から 58 年 8 月まで
② 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 3 月から 63 年 8 月まで

私は、最初に就職した会社を昭和 57 年 9 月に退職し、同年同月に当時居住していた市の市役所で、初めて国民年金の加入手続を行った。加入手続後、同市役所から送付されてきた納付書により、次の会社に勤めるまでの間、市役所で国民年金保険料を納付していたと思う。60 年 6 月に結婚後、同年 8 月及び 62 年 3 月に転職した 2 社は、当時、社会保険の適用事業所とはなっていないため、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行い、次の会社に就職するまでの間、妻の分も含めて、納付書により、同区役所で保険料を納付していた。私は、会社を退職後は、必ず国民年金の加入手続を行い、毎月保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初の会社を退職した昭和 57 年 9 月に、初めて国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の基礎年金番号の課所符号、63 年 9 月から勤務していた会社を退職した時期及び申立人自身の国民年金保険料の納付記録から、申立人の加入手続は、平成 8 年 11 月から 9 年 1 月までの間に行われたと推認されることに加え、当該手続と同時に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時、国民年金の加入手続はなされていなかったと考えら

れ、申立内容と一致しない。

また、申立人は、会社を退職後、次に厚生年金保険に加入するまでの間、その都度国民年金の加入手続を行い、納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、上述のとおり、当該期間当時は国民年金の加入手続がなされていなかったと考えられることに加え、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成8年11月から9年1月までの時点において、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることから、同保険料の納付書が発行されていたとは考えにくい。

さらに、申立人が納付したとする申立期間①、②及び③の国民年金保険料の月額、実際に納付した場合の保険料月額と相違している。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5710

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで

私が会社を退職した後の昭和50年10月頃、私の母親が手続場所は不明だが、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。現在所持している年金手帳はその際発行されたものだと思う。

申立期間の国民年金保険料については、母親又は義姉が家族の保険料と一緒に集金人に納付していたはずであるが、母親及び義姉は納付額や納付頻度は憶えていないと言っている。加入手続時に交付されたと思われる年金手帳には資格取得日が昭和50年10月1日と書かれており、その時点から母親又は義姉が私の保険料も払ってくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、その母親又は義姉が集金人に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、52年12月頃と推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、所持する年金手帳において、国民年金の「初めて被保険者となった日」が「昭和50年10月1日」と記載されていることから、この日に国民年金に加入しており、その直後から国民年金保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できないとしている。しかし、この日付は、加入手続日に関係なく、強制加入期間の初日まで遡るとされていることから、国民年金の加入手続日及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

さらに、推認される加入手続時期の昭和 52 年 12 月頃の時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親及び義姉は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料額等について具体的な記憶が無いことに加え、保険料を遡ってまとめて納付したとの記憶も無く、当該期間の保険料を過年度納付したと考えることは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 5 月に会社を退職した後すぐに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。切替手続後の国民年金保険料については、私が納付書により定期的に納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 5 月に会社を退職した後すぐに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、切替手続後の国民年金保険料については、納付書により定期的に納付していたと主張しているが、申立人は、切替手続を行った際の状況、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、申立人が申立期間について、厚生年金保険から国民年金への切替手続又は国民年金の任意加入手続を行ったことをうかがわせる形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 2 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 62 年*月頃、父親から、「20 歳になったら国民年金保険料を納付しなければいけないが、今は学生でお金が無いだろうから、父さんが納付しておく。」と言われたことがあるので、父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったのではないかと思う。

国民年金保険料については、父親が金融機関で納付していたと思う。私も当時、父親に頼まれて 2 万円ぐらいの保険料を金融機関で納付したことがある。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 62 年*月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続等を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、その父親から年金手帳をもらった記憶は無い上、その父親に頼まれて申立人が納付したとする国民年金保険料月額^{かい}は、申立期間当時の保険料月額と乖離している。

さらに、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から55年3月まで

私は、昭和51年8月に会社を退職し、雇用保険の失業給付の受給が終わった52年10月頃、国民年金の加入手続を行った。

その後、妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間当時、夫婦共働きで、子供もおらず、経済的にも余裕があったため、国民年金に加入しておきながら、30か月も国民年金保険料を納付しなかったとは思えない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年10月頃、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、55年4月であると推認され、申立人の主張と一致しない。

また、昭和55年4月の時点において、申立期間のうち、53年1月から55年3月までの国民年金保険料を納付するためには、遡って納付するほかないが、申立期間の保険料を納付していたとするその妻は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期に保険料の納付を開始し、遡って保険料を納付したことはないと述べていることに加え、申立期間のうち、52年10月から同年12月までの保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人及びその妻が主張するように、昭和52年10月頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したとすると、同時期に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて、同一区内

に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、当該期間は、当時、未届けによる未加入期間であり、申立人が、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から7年2月まで

私は、結婚後の平成7年4月又は同年5月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金第3号被保険者となったが、時期は定かではないものの、加入手続き後に、過去に納付していなかった国民年金保険料を、現金でまとめて1回納付した。

私は、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月又は同年5月頃、区役所で国民年金の加入手続きを行い、その時点から国民年金第3号被保険者に該当したと述べているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、9年3月に付番され、同年同月に、8年1月から申立人自身が第3号被保険者に該当する旨の認定処理が社会保険事務所(当時)でなされており、申立内容と一致しない。

また、申立人が、国民年金の加入手続きを行ったとする平成7年4月又は同年5月頃から、基礎年金番号制度が導入された9年1月を通じて、国民年金に加入し続けていた場合、同年同月に国民年金手帳記号番号が、基礎年金番号として付番されることになるが、実際には、同年3月に、申立人自身が厚生年金保険に加入した際の厚生年金保険被保険者記号番号が基礎年金番号として付番されていることに加え、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人が同年1月より前に国民年金の加入手続きを行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、時期は定かではないが、国民年金の加入手続き後に、過去に納付していなかった国民年金保険料を、現金でまとめて1回納付したと

述べているが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年3月の時点において、申立期間の保険料は1か月を除き、時効により納付することができず、現に、その翌月である同年4月に、その時点で納付することが可能である7年3月までの保険料を遡って過年度納付していることからみても、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年8月までの国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年8月まで

私の母親は、私が20歳になった平成4年*月に、私の国民年金の加入手続を、当時居住していた区の区役所で行い、私の国民年金保険料を、私の父親の保険料と一緒に区役所の窓口で納付していた。

私は、母親から、私と父親の国民年金保険料には、付加保険料も付けていたと聞いており、妹の保険料は、20歳から納付されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成4年*月に、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を付加保険料を含めて納付してくれていたと述べているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、「国民年金は20歳から加入しなければならないと知っていたので、娘の20歳の誕生月に加入手続を行い、その月から保険料を納付していたはずである。」と述べるにとどまり、ほかに具体的な証言を得ることができないことから、申立期間当時の加入手続及び付加保険料を含む保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を付与された、20歳到達時点で国民年金に加入した被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は、平成7年9月であると推認され、申立内容と一致しないことに加え、申立期間のうち、4年7月から5年7月までの国民年金保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の前後を通じ同一住所地に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたこ

とをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、その妹の国民年金保険料が 20 歳到達時点から納付済みとされているので、申立人の申立期間の保険料も納付済みであると主張している。確かに、申立人及びその妹の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることから、申立人及びその妹の国民年金の加入手続は、平成 7 年 9 月に一緒に行われていたと考えられ、姉妹の保険料は、同年 10 月に過年度納付されていることも確認できる。しかし、その妹については、その時点で時効にかからない 20 歳の国民年金被保険者資格取得月まで遡って納付可能であったものの、申立人については、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかったと考えて不合理ではなく、その妹の保険料が 20 歳到達時点から納付済みとされていることをもって、申立人の母親が、申立人の当該期間の保険料を付加保険料と共に納付したと考えることは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5716

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月

私は、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持している。ねんきん定期便により、同年4月と同年5月は納付済みとされているが、同年6月は国民年金の未加入期間とされていることを知った。

日本年金機構の説明では、国民年金の被保険者資格を昭和57年6月20日で喪失しているため、同年同月は国民年金保険料の納付義務が無く、保険料は同機構の帳簿によれば、同年8月に、私に還付された記録になっているとのことだが、私は同年6月19日から夫と一緒に出国し、59年12月23日に帰国するまで一度も帰国していないので、57年8月に還付金を受け取ることはもとより、還付請求の手続をすることができたとおもえない。

申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が還付されたと記録されていることについて、還付されたとする昭和57年8月当時、海外に居住し、還付手続も還付金の受取も、できるはずはなかったと思うことから、当該期間の保険料が還付されたと記録されていることに納得がいかないと述べている。

しかし、上記の還付については還付整理簿が存在し、同整理簿には、昭和57年6月の国民年金保険料が、「海外転出」を還付事由として、同年7月27日に還付決定され、同年8月31日に還付された旨の記載があり、同整理簿について不自然な点は見当たらない。

また、申立人は昭和57年2月から、その夫と一緒に夫の実家に転居し、夫

の両親と同居することとなり、申立人及びその夫が出国した後も、その夫の両親は引き続き実家に居住していた。申立人も、海外居住中の申立人への郵便物等は、夫の両親が受け取っていたであろうと述べており、申立人自身は海外に居住し還付請求等ができなかったとしても、そのことのみをもって、還付整理簿が作成されていることを打ち消す理由と考えることは難しく、申立期間の国民年金保険料が還付されていなかったとまで推認することは困難であり、ほかに申立人に対して当該期間の保険料が還付されていなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 46 年 3 月まで

具体的な時期は不明であるが、申立期間当時に、母親が、実家のある市で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、その母親が、実家のある市で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 62 年 12 月から 63 年 1 月頃までの間と推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は昭和 62 年 10 月であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できる上、オンライン記録でも、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年9月まで

私は、申立期間はアルバイト等をしていたため、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。私が平成8年6月に結婚した頃に、母親から保険料の複数の領収書を受け取ったが、引っ越しなどがあり紛失してしまった。母親は、「毎月郵送されてきた国民年金保険料の納付書に基づいて、きちんと納付していた。」と述べていることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、毎月郵送されてきた納付書により、国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人及びその母親は、申立期間当時の年金手帳についての記憶が無い上、保険料の納付書は年に1回まとめて郵送されてくることから、申立内容は当時の制度とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年7月に払い出されていることが確認でき、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であった上、申立人が申立期間当時居住していた市において、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

私は、平成 4 年 4 月 1 日に入社し、16 年 3 月 31 日に至るまで、A 社において一般事務員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、標準報酬月額が実際の金額と 10 万円相違しているため納得できない。当該期間について調査し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において A 社における標準報酬月額が実際の給与と比較して 10 万円相違していると主張している。

しかしながら、A 社において平成元年 4 月から 5 年 4 月までに被保険者資格を取得した申立人を含む 9 名について、11 年間の標準報酬月額の推移を見ると、大きな格差は無く、申立人のみが低い標準報酬月額である状況はうかがえない。

また、申立期間において、A 社の同僚は、当時の給与計算はコンピュータで処理していたことから、申立人の標準報酬月額が実際の給与と 10 万円も相違するのは考え難い旨の供述をしている。

さらに、A 社は、申立期間に係る賃金台帳、社会保険等の関係書類については保管していないと回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細書を所持しておらず、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、A 社で被保険者資格を取得している 136 名の被保険者記録を確認したが、社会保険事務所（当時）による不合理

な処理が行われた形跡はみられない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月4日から同年10月1日まで
② 平成3年4月4日から同年8月1日まで

私は、平成2年4月4日から3年1月3日まで、A社B工場において期間従業員として、また、同年4月4日から同年10月3日まで、C社D製作所（現在は、E社）において期間社員としていずれもF業務を行っていた。

ねんきん定期便で確認したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給金額と比較して著しく低額である。いずれの事業所においても、入社時から夜勤を含む勤務であり、昼間のみの勤務者とは明らかに給与の額が異なっていたはずである。給与明細書の保管は無いが、銀行から取得した当時の取引明細証明書において諸控除後の給与支給額が高額であることが分かるので、確認して申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B工場の入社時から、給与は、時間外及び夜勤手当を含めた金額で支給されており、同社に係る標準報酬月額の記録より高額であったと主張しているところ、申立人提出のG銀行H支店の普通預金取引明細証明書の写しによると、平成2年6月から同年10月までの給与振込金額が約30万円から34万円であり、当該振込金額は当該期間における標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しによると、申立人の資格取得時

の標準報酬月額が 22 万円となっており、当該期間における標準報酬月額と一致する。

また、事業主は、平成 2 年 5 月から同年 7 月に支払われた賃金を基に定時決定により同年 10 月 1 日に 34 万円と改定しており、当該期間の保険料控除については、届け出た標準報酬月額に基づいて厚生年金保険料を控除し納付したと回答している。

さらに、オンライン記録において、当該期間前後に A 社 B 工場で資格取得した複数の同僚の標準報酬月額について検証したところ、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという状況は見当たらない。

加えて、事業主は、期間従業員の資格取得時の標準報酬月額は、その日給に基づいて届け出ており、夜勤を含む勤務者と昼間だけの勤務者との間に違いは無かった旨を回答している。

また、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

申立期間②について、申立人は、C 社 D 製作所の入社時から、給与が時間外及び夜勤手当を含めた金額で支給され、同社に係る標準報酬月額の記録より高額であったと主張しており、申立人提出の G 銀行 H 支店の普通預金取引明細証明書の写しから、平成 3 年 5 月から同年 8 月までの給与振込金額が約 30 万円から 37 万円であることが確認できる。

しかし、事業主が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しによると、申立人の資格取得時の標準報酬月額は 18 万円となっており、当該期間における標準報酬月額と一致する。

また、オンライン記録において、当該期間前後に C 社 D 製作所で資格取得した複数の同僚の標準報酬月額について検証したところ、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認できる。

さらに、申立人の標準報酬月額は、随時改定により平成 3 年 8 月に 36 万円に改定されている上、複数の同僚についても同様の手続が行われている。

加えて、事業主は、期間社員の資格取得時の標準報酬月額について、夜勤を含む勤務者と昼間だけの勤務者との間に違いがあったか否かは、書類が無く不明である旨を回答している。

また、申立人は、給与明細書等の資料を保管しておらず、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月頃から 33 年 9 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月頃から 37 年 11 月頃まで

A社B支店に勤務していた期間のうち、昭和 32 年 4 月頃から 33 年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、32 年 3 月に高校を卒業して、同年 4 月頃から同社B支店に勤務し、35 年 3 月に退職した。同社B支店の上司や同僚の名前も覚えている上、職場の様子や仕事内容も鮮明に記憶している。

また、C事業所に勤務していた、昭和 36 年 11 月頃から 37 年 11 月頃までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同事業所はD社の事業主が経営している事業所のうちのひとつだった。36 年 11 月頃に出身地に帰郷した時に、D社に勤務していた叔父の紹介により、C事業所に入社し、37 年 11 月頃に退職した。年金事務所の相談担当職員から「D社で勤務したことはないか。」と尋ねられたが、その記録は私がC事業所で勤務したと記憶している時期とは異なっているようである。当該期間について調査をして厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 32 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月頃からA社B支店に勤務し、35 年 3 月頃に退職したと述べている。

しかしながら、当時のA社B支店を管轄していた同社E支店は、「当社が保管していた資料から判断すると、申立人は、昭和 32 年 6 月 21 日に臨時事務員として採用され、35 年 3 月 26 日に当社B支店を退職したことが推測できる。申立人が 32 年 4 月から当社B支店において勤務していたとすればアルバイト雇用であった可能性もあるが、この点については資料が

無いので不明である。なお、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて、雇用形態や勤務時間によって異なる取扱いをしていた。」と回答している。

また、A社E支店から提出された社内文書において、申立人に係る採用試験日は昭和32年6月10日、採用発令日は同年6月21日となっている上、同社作成の被保険者台帳において、申立人は33年9月1日に同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年3月27日に資格喪失している旨が記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社B支店において、申立期間①に被保険者記録のある者及び昭和33年9月1日に被保険者資格を取得した者に対し、文書で照会したところ、回答のあった16人のうち7人は、申立人のことを知っているとは回答しているが、このうち1人は「申立人は、私が同社B支店に入社した32年4月頃に入社してきたと思うが、同社では、入社後に試用期間があり、その期間は厚生年金保険被保険者になっていないと思う。」と回答している上、複数の者が、「同社B支店に入社した当時の雇用形態は、臨時社員であったと思う。私も入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は異なっている。」と証言している。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和33年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年3月27日に資格を喪失していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者番号払出簿においても、申立人は33年9月1日に同社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる以外に、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

申立期間②について、申立人は、D社に勤務していた叔父の紹介により、昭和36年11月頃に同社の事業主が経営していたC事業所に入社し、37年11月頃に退職したと述べている。

しかしながら、C事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人の記憶する同事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない上、同事業所の事業主も不明のため、申立人の当該期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、C事業所はD社の事業主が多角経営していた事業所の一つであると述べていることから、同社において厚生年金保険被保険者記録のある者に、文書で照会したところ、回答のあった8人のうち、申立期間②当時、被保険者となっている1人は、「申立人を知っているが、申立人がC事業所に勤務していた期間は分からない。同事業所はD社の事業主が経営していた。」と証言しているが、ほかの7人は、「申立人及びC事

業所について知らない。」と証言しており、厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、D社に係る商業登記簿謄本には、C事業所の経営をうかがえる記載は無く、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が 15 万円と低く記録されているが、申立期間は、20 万円の給与を受け取っていたので、標準報酬月額が下がることは無い。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が 15 万円と低く記録されている。」として、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、A 社が保管する源泉徴収簿及び受託社会保険労務士事務所から提出された諸給与支払内訳明細書から、平成 10 年 9 月から 11 年 9 月までの報酬月額は 15 万円であることが確認でき、また、申立期間に係る保険料の控除額は、標準報酬月額 15 万円に見合う厚生年金保険料を控除していることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

また、A 社に係る申立人のオンライン記録を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記録に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正等が行われた形跡も無い。

さらに、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事業主及び受託社会保険労務士事務所から提出された書類以外に確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで
私が A 社の事業主であった期間のうち、平成 3 年 3 月 1 日から 5 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が 10 分の 1 程度の 8 万円に引き下げられている。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5 年 3 月 31 日）の後の同年 4 月 7 日付けで、遡って 8 万円へ減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の訂正の届出については記憶が無いとしているものの、「平成 3 年頃から会社の経営状態は悪く、厚生年金保険料を一部滞納した。」と述べている。

さらに、申立人は、「社会保険事務は副理事長に任せていた。副理事長は必要に応じて事業主印を自由に使うことができた。また、自分の記録は社会保険事務所（当時）の職員に勝手に処理された。」と述べているものの、副理事長は死亡しているため、証言を得ることはできない上、当時の従業員 14 名のうち、文書回答のあった 8 名全員が、「申立人は、A 社の社会保険等の手続を含む全ての権限を掌握し、役員であっても反対することは難しかった。」と回答し、さらに、当該 8 名のうち 3 名は、「申立期間当時、事業主印は申立人が所持していた。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながらその無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 2 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで
② 平成 11 年 4 月 1 日から 12 年 7 月 23 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に係る平成 8 年 2 月 1 日から 11 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が 18 万円と記録され、その後に勤務したB社に係る同年 4 月 1 日から 12 年 7 月 23 日までの標準報酬月額が 18 万円及び 16 万円と記録されていることに納得がいかないため調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、標準報酬月額が 60 歳時に比べて減額されていることに納得がいかないと主張しているが、申立人の申立期間①及び②に加入していたC健康保険組合の標準報酬月額の記録もオンライン記録と同額であることが確認できる。

また、申立期間①及び②（申立人の年齢 60 歳から 65 歳までの時期）において、申立人は 60 歳時点に比べて賃金が 15% を越えて低下した状態で働き続けている者に対して支給される高年齢雇用継続給付金を受給していることがD公共職業安定所の雇用保険被保険者記録に関する回答書から確認できる。高年齢雇用継続給付金は、60 歳以降の賃金が 60 歳時点に比べ減額となった場合、公共職業安定所に、賃金台帳等の賃金額が確認できる資料を添えて申請するものであることから、申立人の申立期間に係る報酬月額は、それ以前と比べ減額されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②について、申立人から提出されたB社の給与明細書及び同社の申立人宛連絡票から、平成 11 年 4 月、同年 5 月及び 12 年 6 月

に係る厚生年金保険料として、オンライン記録の標準報酬月額（18万円、16万円）に相当する金額が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人は、オンライン記録から、申立期間①及び②の時期に60歳前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受給していることが確認できるが、厚生年金保険に加入しながら年金を受給している場合には、毎月の給与により年金の一部又は全部が支給停止されることがある。申立人の支給停止額は、オンライン記録の申立期間①及び②において記録されている標準報酬月額に基づき算出されていることが確認できることから、申立人が申立期間①及び②に上記の高年齢雇用継続給付金を受給していたことを踏まえると、事業主は、申立人の60歳以降の減額された賃金額について社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出し、その記録の不備等はなく、不自然さは見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 7 年 12 月 27 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっている。申立期間における私の給料は月額 100 万円であり、事業主の私が社員全員の厚生年金保険料を納付していた。平成 7 年頃に保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）から呼出しを受けた。その際に所長から「もし、保険料を納付することができない場合は、社員全員社会保険から脱退させざるを得ないかもしれない。」と通告された。当時、経営状況が悪かったため、保険料を納付できたかどうか覚えていないが、一方的に標準報酬月額を減額訂正したのは、納付できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 4 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 11 月までは 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7 年 12 月 27 日）より後の 8 年 1 月 4 日付けで、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 社の商業登記簿謄本により、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 7 年頃に厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所から呼出しを受けた。その際に所長から『もし、保険料を納付することができない場合は、社員全員社会保険から脱退させざるを得ないかもしれない。』と通告された。当時、経営状況が悪かったため、保険料を納付できたかどうか覚えていない。」と述べていることから、申立

人が当該標準報酬月額の特減処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の特減処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 29 日から同年 11 月 1 日まで
私は、A社を昭和 42 年 10 月 31 日に退職したので、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 11 月 1 日となるはずである。しかし、厚生年金保険の記録では、同年 10 月 29 日に資格喪失となっており、同年 10 月が被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間においてA社に在籍していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、A社は、「厚生年金保険料については、翌月の給料から控除しているので、資格喪失日が1日になる場合は、最後の給与から2か月分の保険料を控除している。」と回答しているところ、申立人は、「厚生年金保険料が2か月分控除された記憶は無い。」と供述している。

また、当時の同僚は、「退職時に、会社から、2か月分の厚生年金保険料を控除していかと聞かれ、1か月分だけにしてほしいと答えた記憶がある。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚の資格喪失日は、昭和 54 年 6 月 30 日となっている。

さらに、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 9 日から 34 年 7 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたので内容を確認したところ、A社に勤務していた期間が脱退手当金支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年11月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 21 日から 38 年 1 月 26 日まで
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続きをしたことや、お金を受け取ったことは記憶に無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前 1 ページ、後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 1 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 4 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、3 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、3 名全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がされている。

また、上記に該当する者で連絡が取れた者のうち 1 名は、「会社の事務担当者から脱退手当金制度に関する説明を受けたと思う。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 4 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 31 日から平成 5 年 3 月 21 日まで
② 平成 6 年 10 月 21 日から 13 年 4 月 21 日まで
昭和 51 年 3 月 31 日から平成 5 年 3 月 20 日まで勤務した A 社の標準報酬月額が低くなっていると思うので標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、平成 6 年 10 月 21 日から 13 年 4 月 20 日まで B 社に勤務したが、平成 12 年分給与所得の源泉徴収票の支払金額に対して、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっており、同社の標準報酬月額が低くなっていると思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、当該期間に社会保険事務所（当時）に届出された厚生年金保険の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致しており、遡った訂正等の記録は見られない。

また、申立人と同じ健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書に記載されている同僚 23 名の標準報酬月額は、全員健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、A 社に勤務していた複数の同僚は、「年金事務所に記録されている標準報酬月額は、給料に見合うものである。」と述べている。

申立期間②について、B 社が保管している給与台帳により、申立人が当該期間において事業主により控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬

月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が所持する平成 12 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額は、給与台帳に記載されている厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額と一致している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 39 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録によると、A社及びB社に勤務した期間については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和39年9月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 16 日から 38 年 11 月 12 日まで
私は、A社に勤務していた期間について、脱退手当金を請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において厚生年金保険被保険者となっている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 11 月 12 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 24 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 10 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、当該支給決定の記録がある複数の者が、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月27日から30年11月17日まで
私は、日本年金機構からの「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のお知らせにより、A社及びB社に勤務していた期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。

A社に勤務していた期間については、脱退手当金を受給した記憶があるが、B社に勤務していた期間については、受給した記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した期間については受給した記憶があるが、その後勤務したB社については、受給した記憶は無い。」と主張しているものの、申立人のA社における資格喪失日（昭和26年7月5日）当時の脱退手当金の支給要件は、女子は、被保険者期間が6か月以上で婚姻又は分娩のために資格喪失したとき、とされており、戸籍謄本において、申立人の婚姻日は同社における資格喪失日から約4年後の昭和30年12月*日であることが確認できることから、同社で資格喪失した当時は支給要件に該当していたものとは考えられない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A社及びB社の被保険者期間を計算の基礎として脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無い上、B社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 5 日まで
平成 13 年 10 月頃、役所で老齢基礎年金の裁定請求の申請をした際、A社に勤務していた期間は脱退手当金を支給済みであるということを知った。

しかし、私は当時、年金制度について知識が無く全く知らなかった。退職時は、退職金や一時金はもらったことはない。

脱退手当金は受給していないので、調査し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日が記載されているページとその後1ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年5月5日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている9名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、7名に脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 8 日から 47 年 2 月 2 日まで
② 昭和 47 年 2 月 7 日から 49 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 49 年 11 月 5 日から 50 年 11 月 13 日まで
④ 昭和 51 年 2 月 1 日から同年 12 月 25 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことだった。しかし、当時、出産のため退職したものの、いざれ仕事に就くつもりであったので、脱退手当金を受ける手続きを行っていないと思う。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、昭和 53 年 11 月 20 日に申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が受理され、同年 12 月 23 日に脱退手当金が支給されたことが確認できるとともに、申立人が居住していたA市に本店があった金融機関に振り込まれる扱いとされ、当時の申立人の住民票が添付されているなど、適正な事務処理が行われていると判断されることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続をしたことや、お金を受け取ったことは記憶に無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されている上、振込希望金融機関店舗名及び口座番号が記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支払決定通知書が同住所地に送付されたものと考えられる上、当該請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、上記の脱退手当金裁定請求書に押されている受付印の日付（昭和 44 年 9 月 16 日）から約 1 か月後の同年 10 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、申立期間前の 6 年 2 か月間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 8 日から 44 年 2 月 26 日まで

私は、日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを受け取り、申立期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が確認できる。

また、申立人の申立期間の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後に支給決定されている上、支給月数に誤りは無く、支給金額も法定支給額と一致しているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5931

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 11 日から 44 年 12 月 28 日まで
厚生年金保険の被保険者記録では、厚生年金保険被保険者としてA社に勤務した期間については脱退手当金が支給されていることになっている。

しかし、申立期間当時は脱退手当金の制度を知らず、受給した記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 19 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 12 月 28 日の前後 3 年以内に資格喪失した 25 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 12 名が資格喪失日から約 6 か月以内に支給決定されている上、申立人と同時期に退職した複数の女性が、事業所を通じて脱退手当金を受給したと供述していることを踏まえれば、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 1 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 42 年 7 月 16 日まで

私は、日本年金機構からの「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のお知らせにより、A社に勤務していた期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。

A社は、結婚、出産のために退職したが、当時は、年金に関する知識は無く、脱退手当金を請求した記憶は無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和42年7月16日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者20名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、11名に脱退手当金の支給記録があり、うち9名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、申立人と同時期に退職し受給記録が存する女性は、同社を通じて脱退手当金を受領したと供述していることを踏まえれば、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和43年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 8 日から 36 年 1 月 9 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 10 月 25 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 5 日まで

私の年金の記録を確認したところ、B社及びA社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金を支給済みの記録となっていた。しかし、脱退手当金の手続を行った覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険脱退手当金支給報告書から、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理された2社の三つにわたる申立期間の脱退手当金が、昭和43年1月24日に申立人に支給されていることが確認でき、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があり、そのすぐ下には「*」という記載があり、上記支給報告書の備考欄に記載されている「*」と一致する。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 1 日から 29 年 12 月頃まで
厚生年金保険の記録によると、A社B事業所で勤務していた期間の記録が無い。同社B事業所の下請会社の社員として、当該事業所内で勤務した際に、同社の社員から声を掛けられて同社の臨時工として転職した。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B事業所に臨時工として勤務したと述べており、申立人が同僚として名前を挙げたうちの1名は、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であったことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社B事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社B事業所は、「昭和 20 年から 36 年 7 月までの関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は、水害により滅失してしまったため申立人の在籍及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、臨時工の厚生年金保険の取扱いについては、A社B事業所は「上記理由から不明である。」としているが、当委員会がこれまでに審議した同社に係る別の事案において同社に照会したところ、「同社C事業所及び同社D事業所においては、臨時工は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、申立人は、「社員に登用されるための社内試験があったと聞いているが、私は受けていない。」と述べている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3名のうち、姓のみ記憶する同僚2名について、同姓の被保険者を調査したものの、該当する者がいないことから、当該2名は、申立期間においてA社B事業所における被保険者となっていないことがうかがえ、ほかの1名は既に死亡しているため、厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。